第13号議案

新旧対照表

令和８年９月29日
本部事務局人事部

○　地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程

新	旧
第１条・第２条　（略）	第１条・第２条　（略）
（事務所の所在地） 第３条　定款第４条に規定する事務所を本部の事務所とし、横浜市栄区小菅ケ谷一丁目２－１に置く。	（事務所の所在地） 第３条　定款第４条に規定する事務所を本部の事務所とし、横浜市中区本町２丁目22番地に置く。
第４条～第７条の４　（略）	第４条～第７条の４　（略）
第７条の５　理事長は、特に理事長が指示する財務に関する事務を掌理させるため、最高財務責任者（ＣＦＯ）を置くことができる。	（新設）
第８条～第20条（略）	第８条～第20条　（略）
（職の任命） 第21条　第７条から前条までの規定により設けられた職は、職員のうちから理事長が命ずる。 ２　理事長は、前項の規定にかかわらず、第７条の３から第７条の５までの規定により設けられた職については、役員のうちから命ずることができる。	（職の任命） 第21条　第７条から前条までの規定により設けられた職は、職員のうちから理事長が命ずる。 （新設）
（略）	（略）
附　則 この規程は、令和８年８月１日から施行する。	

第13号議案

新旧対照表

令和８年９月29日

本部事務局人事部

○　地方独立行政法人神奈川県立病院機構職務権限規程

新	旧
第１条～第８条の２　（略）	第１条～第８条の２　（略）
（最高財務責任者（ＣＦＯ）の専決事項） 第８条の３　最高財務責任者（ＣＦＯ）は、次に掲げる事務を専決することができる。 (1)法人の財務戦略に関すること。 (2)法人の資金管理の方針に関すること。 (3)法人の予算及び予算執行管理の方針に関すること。 (4)法人の財務全般に関し、理事長が必要と認める事項に関すること。	（新設）
（略）	（略）
附　則 この規程は、令和８年10月１日から施行する。	